利 用 料 金 表（一般病床）

R8．6．1

項　　目			単　　価	月　額（30日）
医療費自己負担額 ※一般患者の場合	後期高齢者　1割・2割		自己負担上限月額　57，600円 4回目以降　44，400円	
	高齢受給者　2割			
	後期高齢者　3割		～裏面参照～	
	高齢受給者　3割			
	国保･社保　3割			
実費負担額（税込み） 食事費			550円（1食）	49，500円
※指定難病患者（特定医療費受給者証をお持ちの方）は1食330円（月額（30日）29，700円）です				
個室代	特別室（122.123号室）		6，600円（1日）	198，000円
	個室（110.111.112.113.115.116.117.118.120.121号室）			
オムツ代	紙オムツ	SM（32枚入り）	242円（1枚） 7，744円（1袋）	使　用　分
		M（30枚入り）	242円（1枚） 7，260円（1袋）	
		L（26枚入り）	242円（1枚） 6，292円（1袋）	
	尿とりパッド	男性用	77円（1枚）	
		女性用	77円（1枚）	
	紙パンツ	S（26枚入り）	220円（1枚） 5，720円（1袋）	
		M（24枚入り）	220円（1枚） 5，280円（1袋）	
		L（22枚入り）	220円（1枚） 4，840円（1袋）	
洗濯代（業者委託）			1，650円（半月）	3，300円
テレビ貸出料（希望者のみ）			215円（1日）	6，450円
病衣貸出し料（必要時のみ）			77円（1枚）	使　用　分

※入院が180日越える場合

同じ症状による入院が180日を越えますと健康保険から入院基本料の15％が病院に支払われません。そのため、入院基本料の15％を患者様、ご家族様に負担していただく事になりますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

医療法人積善会　第二積善病院

☆　医療費自己負担・食費負担軽減の制度　☆

（限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証）

後期高齢者医療保険の一般所得者と現役並み所得者Ⅲ以外は、医療費自己負担額等が減額される認定証が発行されます。保険者（市役所等）へ申請し、病院へご提示下さい。

病院にご提示いただかない場合、減額になりませんのでご注意下さい。

区分オ・区分Ⅱ：市民税非課税の世帯に属する方

区分Ⅰ：市民税非課税の世帯で、各種控除後の世帯員の所得が0円となる世帯に属する方

《医療費自己負担額》

<table>
<tr><th colspan="3">高齢受給者・後期高齢者医療保険</th><th colspan="3">国保・社保</th></tr>
<tr><th>所得区分</th><th>負担割合</th><th>入院医療費
自己負担上限月額</th><th>所得区分</th><th>負担割合</th><th>入院医療費自己負担上限月額</th></tr>
<tr><td>現役並み所得者Ⅲ</td><td rowspan="3">3割</td><td>252,600 円＋
（医療費−842,000 円）×1%
※4回目以降 140,100 円</td><td rowspan="2">（ア）</td><td rowspan="6">3割</td><td rowspan="2">252,600 円＋（医療費−842,000 円）×1%
※4回目以降　140,100 円</td></tr>
<tr><td>現役並み所得者Ⅱ</td><td>167,400 円＋
（医療費−558,000 円）×1%
※4回目以降 93,000 円</td><td rowspan="2">（イ）</td></tr>
<tr><td>現役並み所得者Ⅰ</td><td>80,100 円＋
（医療費−267,000 円）×1%
※4回目以降 44,400 円</td><td>167,400 円＋（医療費−558,000 円）×1%
※4回目以降　93,000 円</td></tr>
<tr><td>一般所得者</td><td>1・2割</td><td>５７，６００円
※4回目以降 44,400 円</td><td>（ウ）</td><td>80,100 円＋（医療費−267,000 円）×1%
※4回目以降　44,400 円</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td rowspan="2">1割</td><td>２４，６００円</td><td>（エ）</td><td>５７,６００円
※4回目以降　44,400 円</td></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>１５，０００円</td><td>（オ）</td><td>３５,４００円
※4回目以降　24,600 円</td></tr>
</table>

《食費》

<table>
<tr><th colspan="2">高齢受給者・後期高齢者医療保険</th><th colspan="2">国保・社保</th></tr>
<tr><th>所得区分</th><th>食事負担額（月額）</th><th>所得区分</th><th>食事負担額
（月額）</th></tr>
<tr><td>現役並み所得者
ⅠⅡⅢ</td><td rowspan="2">550 円／食（49,500 円）
指定難病患者の場合は
３３０円／食（29,700 円）</td><td>（ア）</td><td rowspan="4">５５０円／食（49,500 円）
指定難病患者の場合は
３３０円／食（29,700 円）</td></tr>
<tr><td>一般所得者</td><td>（イ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ
（オ）</td><td rowspan="2">２７０円／食（24,300 円）
入院９１日以降
220 円／食（19,800 円）</td><td>（ウ）</td></tr>
<tr><td>（エ）</td></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>１３０円／食
（11,700 円）</td><td>（オ）</td><td>２７０円／食（24,300 円）
入院９１日以降
220 円／食（19,800 円）</td></tr>
</table>

詳しくは、各市町村窓口へお問合せ下さい